

KAMPO煎専堂についてのお知らせ

向夏の候、会員店様各位におかれましては益々ご隆盛の趣お慶び申し上げます。

弊社ではかねてより気軽に漢方の1杯飲みができるKAMPO煎専堂の加盟店を募っておりましたが、各自治体や保健所によって取り扱いや解釈がまちまちで、「構造設備の変更手続き」の許可申請の際に大変な時間を要しておりました。

そこで、この取り扱いや解釈を全国で統一してもらえるようにする為、厚生労働省・経済産業省へ問い合わせをしたところ、“お墨付き”をもらうことができました。

【経済産業省ニュースリリースより抜粋】

今般、事業者より、薬局及び店舗（以下「薬局等」）のある施設内に、漢方煎薬を購入した顧客が自ら煎じて服用できる「漢方セルフ煎じコーナー」を設置することについて、薬局等構造設備規則上の取り扱いに関する照会がありました。

経済産業省と厚生労働省が検討を行った結果、当該コーナーが薬局等から明確に区別され、当該薬局等の衛生状態に影響を与えないよう管理されるものであることから、薬局等構造設備規則に抵触するものではない旨の回答を行いました。

これにより、一層の企業経済活動の拡大に繋がると期待されます。

今までは



- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーは壁で仕切らなくてはいけない。
- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーで別の出入口を設けなくてはいけない。



- 漢方セルフ煎じコーナーについての申請は 特になくともよい。

各自治体によって
対応がバラバラ・・・

これからは



- 漢方セルフ煎じコーナーは薬局・薬店面積の算出外とした専用スペースとする。
- 保健所へ構造設備の変更手続きを申請する。
- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーは床上ラインやパーテーションで区切れればよい。
- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーで別の出入口を設けなくてもよい。

各自治体での
対応が統一されます！

今後は各自治体や保健所での許可申請が以前よりスムーズに行えるようになりますので、この機会にぜひ、KAMPO 煎専堂導入をご検討くださいませ。

薬局等のある施設内への「漢方セルフ煎じコーナー」の設置に係る薬局等構造設備規則の取扱いが明確になりました

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成 28 年 6 月 14 日

薬局等のある施設内への「漢方セルフ煎じコーナー」の設置に係る
薬局等構造設備規則の取扱いが明確になりました
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の
事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

経済産業省ニュースリリース全文
⇒[http://www.meti.go.jp/press/
2016/06/20160614005/20160614005.pdf](http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160614005/20160614005.pdf)



経済産業省にて回答書を受け取る
代表取締役社長 瀧沢 努

【お問い合わせ先】

担当営業又は
株式会社タキザワ漢方廠 店舗開発室
電話番号：048-687-4455